

# 山陰海岸ジオパークが近くなり観光客が増加

H26再認定！！  
山陰海岸ジオパーク

今年9月に国内初の第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムが開催された。

ジオパークとは、自然遺産、文化遺産、地質遺産を一体的に活用し、持続可能な観光と地域活性化を実現する取り組みです。

国内の世界ジオパークは7箇所のみ

鳥取砂丘 279万(H21) → 294万(H25)

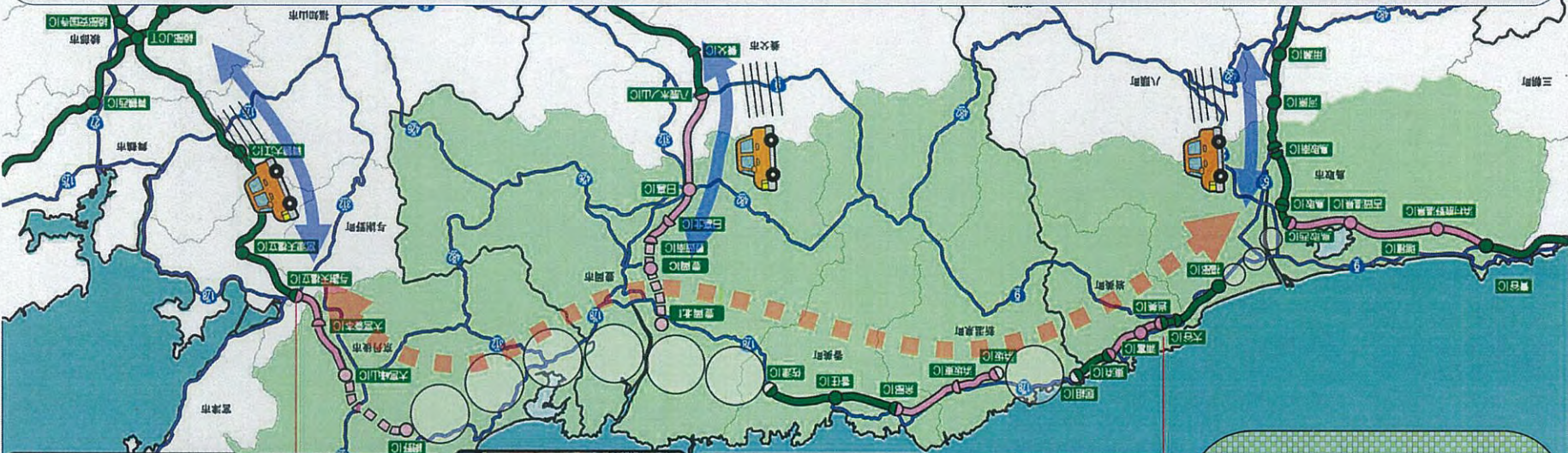
蒲富海岸 15万(H21) → 21万(H25)

余部橋りょう 17万(H21) → 27万(H25)

城崎温泉 76万(H21) → 80万(H25)

天橋立 271万(H21) → 277万(H25)

山陰近畿自動車道 L=120km



○山陰海岸ジオパークには有名な観光地が点在。年間観光客数は鳥取砂丘と城崎温泉、天橋立の合計だけでも沖繩県の658万人に匹敵する651万人。  
○山陰海岸ジオパークにつながる三府県の高速道路の開通と共に観光客数が増加。

## 山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会役員

会	長	鳥取県	山	口	享
副	会	京都府	巽	昭	昭
副	会	兵庫県	日	村	彦
幹	事	鳥取県	前	田	彦
幹	事	京都府	池	田	義
幹	事	兵庫県	上	田	介
会	計	鳥取県	福	田	史
	監				俊





様式第5号（第5条関係）

平成28年 1月 5日

京丹後市議会議長 様

会派名 無会派  
氏名 金田 琮仁  
(電話) [REDACTED]

政務活動費実績報告書

平成27年7月1日付け7総務第1120号により交付決定のあった政務活動費に係る下記の実施期間における政務活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 政務活動費の額 73,420円
- 2 政務活動費の対象となる経費の内訳

区分	金額	政務活動費を充てた主な活動
調査研究費		
研修費	58,150円	少子高齢化時代における地方自治体のあり方と議会・議員の役割についての研修
広報費		
広聴費		(無会派議員は交付対象外)
要請・陳情費	15,270円	京都府、兵庫県、鳥取県の3府県による「山陰近畿自動車道整備推進決起大会」に参加し、予算確保など、山陰近畿自動車道の整備推進を訴えた。
合計	73,420円	

- 3 政務活動の実施期間（該当期間に○）

<input type="checkbox"/>	上半期（4月から9月）	<input checked="" type="radio"/>	下半期（10月から3月）
--------------------------	-------------	----------------------------------	--------------

※ 添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及びその用途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

政務活動費 出納帳 …… 別資料、1 平成 27 年 11 月 24 日

科目	摘要		備考	交付決定	交付確定	交付残高
	科目	日付				
	交付限度額	= 135,000 円				
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	4月1日～9月30日			
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	10月1日～3月31日			
	交付未確定額	交付決定額の内、交付確定されていない額				
政務活動	NO	科目	摘要	内訳	支出	
・少子高齢化時代における地方自治体のあり方と議会・議員の役割についての研修	1	11月5日 研修費－旅費	鉄道等運賃	峰山駅－京都駅 (往復 乗車券、特急券)		7,810 円
	2	11月5日 研修費－旅費	鉄道等運賃	京都駅－東京駅 (新幹線・往復 乗車券、特急券)		26,160 円
	3	11月5日 研修費－旅費	宿泊料	ホテル機山館		9,180 円
	4	11月6日 研修費－参加費	受講料	セミナー「高齢化社会と自治体議会」 (株)地方議会総合研究所		15,000 円
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
						58,150 円
						政務活動費交付確定を申請する額

【視察先】  
東京都  
(11月5日・6日)



領収証

金田 琮仁

様

No. \_\_\_\_\_

金額									
				¥	7	8	1	0	-

収 入  
印 紙

但 乗車券代金として  
27.11. - 4日 上記正に領収いたしました

内 訳  
現金                       
小切手                       
手 形                     

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀2065-4  
WILLER TRAINS株式会社  
TEL 0772-25-2323

消費税額等(%)  
ヨグヨ ウケ-370

係印  


領収書-No 61  
窓口-No 4

領 収 書

金田 琮仁 様

金額 ¥26,160円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類代金(クレジットカード扱い)として

27年11月 5日  
株式会社ジェイアール東海ツアーズ  
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき京橋  
税務署承認済

京都支店

担当 

# 領収書

(RECEIPT)

No. 1932 1

印

お名前 NAME 金田 琮仁 様



〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-20  
TEL (03) 3812-1211  
FAX (03) 3816-1218

領収金額  
BALANCE DUE  
¥9,180

発行日  
ISSUED  
15/11/05

内諸税  
TAX 680

# 請求明細書

(STATEMENT)

ありがとうございました。またのご利用を  
お待ちしております。  
Thank you for your staying us.  
We hope we may have pleasure of serving  
you again.

ホテル機山館  
〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-20  
TEL (03) 3812-1211  
FAX (03) 3816-1218

お名前 NAME 金田 琮仁 様

部屋番号  
ROOM NO.  
326

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	宿泊人数 PERSON
15/11/05	15/11/06	15/11/05	1

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	単価 PRICE	数量 QTY	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE	備考 REMARKS
15/11/05	室料	9,180	1	9,180		
	クレジット	9,180	1		9,180	

No. 1932 1	お振込先 みずほ銀行 本郷支店 (普) 404937	利用金額 TOTAL AMOUNT	支払金額 TOTAL BALANCE	請求残高 BALANCE DUE
20:22:19	三菱東京UFJ銀行 本郷支店 (普) 12100	9,180	9,180	0
7	三井住友銀行 小石川支店 (普) 995106			
	口座名 株式会社 機山館			

# 領収証

金田 琮仁 様

金額

¥15,000

但

11/6 セミナー受講料として  
27年 11月 6日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

株式会社 地方議会総合研究所  
〒152-0032 東京都目黒区平町1丁目9番15号  
TEL03-6912-1930 FAX03-3941-9585



政務活動費 出納帳 ..... 資料、1

平成 28 年 1 月 5 日

科目	摘要		備考	交付決定	交付確定	交付残高
	科目	摘要				
	交付決定額	交付限度額 = 135,000 円				
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	4月1日～9月30日			
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	10月1日～3月31日			
	交付未確定額	交付決定額の内、交付確定されていない額				
政務活動	NO	日付	科目	摘要	内訳	支出
・京都府、兵庫県、鳥取県の3府県による「山陰近畿自動車道整備推進決起大会」に参加し、予算確保など、山陰近畿自動車道の整備推進を訴えた。 【視察先】 東京都 (11月17日)	1	11月17日	要請・陳情費 - 旅費	鉄道等運賃	綾部駅-東京駅 綾部駅-京都駅 京都駅-東京駅 新幹線・指定席特急券 (どちらも往路のみ)	15,270 円
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
				政務活動費交付確定を申請する額		15,270 円

資料. /

# 領収証

Receipt

領収証No. 151112-1330-0003  
ReceiptNo.

Received From  
金田 琮仁 様

印紙税申告納  
付につき神田  
税務署承認済

領収金額  
The sum of

¥15,270 - (JPY)

領収日 2015.11.16  
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。  
The abovementioned sum of money is duly received.

但し 11/17綾部～東京行きJR券代として  
In payment of

## 入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥15,270
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥15,270

東京都千代田区外神田1-16-8

 **株式会社農協観光**  
NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗：京都丹後営業支店  
(Office)

印

担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。

What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.



# 請求明細書

金田 琮仁 様

請求書No. 151112-1330-0003

発行日 2015年11月16日

62900010000

株式会社農協観光

種 別	金 額	摘 要
J R 券	9,290	綾部～東京 (乗車券)
J R 券	480	綾部～京都 (自由席特急券)
J R 券	5,500	京都～東京 (新幹線指定席特急券)
合 計	15,270	
予 納 金	0	

お問合せ

京都丹後営業支店

担当者：柴田 和明

TEL：0772-62-6666 FAX：0772-62-7808



## 平成27年度 京丹後市議会政務活動費

## 実績報告審査(調査)資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第4項及び第5項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

## 記

1 実績報告提出会派(無会派議員)名  
金田 琮仁議員

2 実績報告の期別

( 上半期  下半期 )

3 実績報告の額及び審査後の額

区分	実績報告の額	審査後の額	増減
調査研究費	0 円	0 円	0 円
研修費	58,150 円	58,150 円	0 円
広報費	0 円	0 円	0 円
広聴費	0 円	0 円	0 円
要請・陳情活動費	15,270 円	15,270 円	0 円
合計	73,420 円	73,420 円	0 円



平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

会派等名

【 金田 琮仁 】



上半期分



下半期分

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
1	条例	第3条	京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか	○	○	○
2	条例	第3条	使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか	○	○	○
3	条例	第5条	別表「政務活動に要する経費」に該当するか	○	○	○
4	条例	第6条	活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か	○	○	○
5	条例	第8条	交付申請が提出されているか	○	○	○
6	条例	第9条	交付決定が通知されているか	○	○	○
7	条例	第10条第2項	(上半期の場合)実績報告は10月10日(休日の場合、以後の最も近い休日でない日)までに提出されているか	-	-	-
8	条例	第10条第2項	(下半期の場合)実績報告は3月31日(休日の場合、以前の最も近い休日でない日)までに提出されているか	○	○	○
9	条例	第10条第2項	実績報告に、資料(経費の収支状況、領収証等)は添付されているか	○	○	○
10	条例	第14条	提出された書類の保存用コピーを作成したか	×	○	○
11	施行規則	第5条	実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか	○	○	○
12	施行規則	第8条	提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類(原本)を返却したか	×	○	○
13	施行規則	第9条第2項	公布の手続きに係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開条例をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか(PDF保存)	×	○	○
14	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-①〕公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
15	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-②〕日当が支給されていないか	-	-	-
16	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-③〕宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
17	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-④〕市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
18	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑤〕燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
19	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑥〕ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
20	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑦〕レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
21	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑧〕タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
22	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑨〕議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-
23	運用基準	第4-①	〔調査研究費(2)〕出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか	-	-	-
24	運用基準	第4-①	〔調査研究費(4)〕文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
25	運用基準	第4-①	〔調査研究費(5)〕視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	-	-	-
26	運用基準	第4-①	活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか	-	-	-
27	運用基準	第4-①	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
28	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-①〕公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	○	○	○
29	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-②〕日当が支給されていないか	○	○	○
30	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-③〕宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	○	○	○
31	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-④〕市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
32	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑤〕燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
33	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑥〕ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
34	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑦〕レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか	-	-	-
35	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑧〕タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
36	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑨〕議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-